

本田実信著

『モンゴル時代史研究』

勝藤 猛

本書の内容は次のとおりである。

第一章 モンゴルの制度

- 一 チンギス・ハンの十三翼
- 二 チンギス・ハンの千戸制
- 三 チンギス・ハンの軍制と部族制
- 四 モンゴルの誓詞
- 五 モンゴルの遊牧的官制
- 六 ジャライル朝のモンゴル・アミール制
- 第二章 モンゴルとイスラム
- 七 阿母河等処行尚書省
- 八 ヘラートのクルト政權
- 九 フラグの暗殺教団討滅
- 一〇 マルコ・ポーロの「山の老人」
- 一一 モンゴルとイスラム
- 第三章 モンゴルとイラン
- 一二 フラグ・ウルスのイクター制

- 一三 ガザン・ハンの税制改革
- 一四 タムガ税
- 一五 ガザン・ハンの度量衡統一
- 一六 スルターニーヤの建設
- 一七 イルハンの冬營地・夏營地
- 第四章 モンゴル期のペルシア語史料
- 一八 『ラシード全著作目録』
- 一九 ラシード・ウッディーンの「中國史」
- 二〇 モンゴル・トルコ語起源の術語  
——語尾 *-mish* をもつもの
- 二一 『回館訳語』
- 二二 ペルシア語史料解説
- 二三 On the genealogy of the early Northern Yuan

附 『集史』チンギス・ハン紀第三章写本

モンゴル時代歴史地図 モンゴル王族系譜

一三一—一四世紀、ユーラシア大陸にまたがるモンゴル帝国の歴史を研究する文献は、主として東の漢文と西のペルシア語のものからなる。漢文のそれは日本人や中国人が得意とし、ペルシア語については西洋人が先駆けをした。著者は日本人として初めて本格的にペルシア語文献(多くのモンゴル語彙を含む)と取り組まれた。その成果が本書である。

著者が扱ったペルシア語史料の主なもの次は次のようである。

- ラシード・ウッディーン『集史』
- ジュヴァイニー『世界征服者の歴史』

サイフイー『ヘラート史記』

ナフチェヴァーニー『官職任命のための書記規範』

なかでもラシードが著者の研究にとって第一の史料である。

「結語」にいう、「特にラシード・ウッディーンの『集史』に対する史料批判と他の史料との比較に心掛けてきた。『集史』の研究は、この四〇余年、一日として念頭を離れず、その訳註の完成は私の悲願である。『集史』は、読みこめば読みこむ程、私の思索を深め、その吟味に私を駆り立てる。『集史』の編纂自体が、実はフラグ・ウルス史研究の最重要のテーマなのである。」

以下、本書の二三編の論文からいくつかを選んで、紹介する。

「」は頁数。

#### 第一論文「チンギス・ハンの十三翼」

『元朝秘史』巻四によれば、チンギス・ハンは、いわゆる第一次即位のあと、旧友ジャムカと対立し、戦いを交えることになる。この戦いの双方の兵力は、『秘史』によれば「十三翼、三万人」であるという。「翼」とは、ラシードによれば「環の意で、部族が野営する時に環の形に集まり、首領がその中心にいる。」〔7〕いわば遊牧民族の一集団で、戦争に際しては一戦闘単位となる。おおむね血縁集団である。

秘史は「十三翼」の中身に言及していない。それを補うのがラシードである。著者はラシードによってチンギン・ハン側の十三の軍団の構成を解明する。第一はハンの母ホエルン・エケのもの、第二はハン自身のもの、等々である。この成果は村上正二訳注『モンゴル秘史』（東洋文庫）に取り入れられている。

この戦いの結果については、秘史はジャムカの勝ちとし、ラシ

ードは逆にチンギスの勝ちとし、一致しない。

重要なのは、チンギス・ハンの第一次即位とその直後のこの戦いが、彼の国家形成過程においていかなる意義をもつかである。

著者はいう、「この時チンギス・ハンは絶対権を掌握したのではなかった。……後にハンの勢威がいよいよ高まってくると、彼をハんに推戴した者——十三翼のいくつかの主である——は何れも叛き去った。……結局「一、二翼は別として」第八翼がハんに最後まで従っただけである。このことは十三翼の性質を示し、チンギス・ハンがこれから勢力を拡大してゆく拠り処は、これら同族者の結びつきではなく、彼自身の力によって糾合しえた者の内に求むべきである。」〔11〕

これはまったくそのとおりで、第一次即位は、彼が同族の有力者たちによって、ハン位に担ぎ上げられたのである。しかしその後、彼は推戴者と対立して次々にそれらを切り捨てて行く。一二〇六年、第二次即位によってモンゴル国家が建設された時、彼の支持者は弟たちのほかは遠縁の者か他人であった。すなわち血縁でなく、個人の力量によって集まった団体で、これが政治団体つまり国家というものである。国家成立の原初形態をここに見ることができる。

また筆者は「三万は実数でなく、多くの『の意であろう』という〔9〕。これも正しい指摘である。そもそも文献に見える数字は、すべて一応は疑ってみるべきである。この問題について内藤湖南『中国近世史』には「三万というのは蒙古人の常套語ゆえ、信用はできぬ。蒙古人はある程度大きな数は必ず三万人という」とある。『秘史』巻六に、チンギス・ハンの兵数を二六〇〇としてい

る。これが妥当な数ではあるまいか。第一次即位の時に組織した本營の職員の数が二六人であることを考えれば、全体は万でなく、百か千の単位であったと想像される。

第四論文「モンゴルの誓詞」

まずペルシア語文献に見える *mu'alla* という語について、それはモンゴル語に由来し、「誓詞」「契約証書」の意であることを証明する。つぎにラシード『集史』からその用例を求め、さらにこの語を手掛かりとして、モンゴルの皇位継承問題を論ずるものである。

ここで最初に取り上げるのは、モンゴル族が記録を持つ段階に達したことである。これについては本論文でも、『元史』塔塔統阿伝に見える話、ナイマン族を征伐した時に捕らえたウイグル人タタトングから、ウイグル文字と印章を習って採用したことを指摘する〔61〕。そもそも遊牧民族は、文字をもたず、記録を重んぜず、口頭による疏通を信頼する。

誓詞とは、紙に書かれ (*khatt, nama* というよう)、署名があり、皇帝に提出されたものである。なお上記、第一次即位に際して、チンギスをハンに推戴した人たちは誓いの言葉を述べたが、「それは口頭によるもので、書かれた形跡は認められない」〔61〕と著者がいうのはもっともである。

次に誓詞の内容については『元朝秘史』にも記事がある。チンギス・ハンが西域遠征に出発するに先立って、妻エヌイ・ハトンの助言にもとづき、自分の後継者を決めようとした。四人の息子を集めて相談した結果、三男オゴタイに決まった。その時のオゴタイとハンの言が、誓詞の内容の一例と考えられる。それはオゴ

タイの子孫に皇位継承権を認めたものである。その意義は著者によれば「皇帝の選出をクリルタイによって決定する部族主義が後退し、チンギス・ハンの言を遵守して皇帝を推戴しようとする血統の優位が確立されていた。もちろんこれは嫡長相続制の確立をも、クリルタイ制度の廃絶をも意味せず、モンゴルの皇位継承の紛争は、時代を下るにつれて、むしろ熾烈となった。」〔66〕

中途半端な皇位継承方針をもって文明地帯の統治に臨んだモンゴル族の失敗は、短命な元朝によく示されている。特定の血筋と限定するにしても、候補者が何人かいて、その中から遊牧社会の指導者らしい有能な人を選ぶにはどうするか。結局は皇族内部で争い、勝った者に決めるしかない。それでは皇位継承のたびごとに内紛が起こり、王朝を弱めることになる。

第七論文「阿母河等処行尚書省」

阿母河はアム川、行尚書省は憲宗モンケ時代、新領土を統治する政府機関である。行は出張所の意。中央にまだ中国的行政制度はなかったから、中国の美称であろう。モンケは大モンゴル国を、燕京等処(中国北部)、ビシュバリク等処(トルキスタン)、アム河等処の三地方に区画して統治することにした。

この論文の主たる史料はジュヴァイニー『世界征服者の歴史』である。その名の示すとおり、彼の出身地は今のイラン国の東北部、マシュハドの西方、ジュヴァイン地方で、その中心地はアーザードヴァール。ジュヴァイニーと同時代の地理学者ヤークトはその町へ行ったことがあり「小さいながら繁栄した町で、町の中にモスクが幾つかとバザールがひとつあり、町の城門の外にキヤラバンサライがあって商人の宿となっていた」と描写している

(英訳者ポイルによる)。つつましい地方都市のたたずまいが思い浮かべられる。

ジュヴァイニーは、イスラム教徒としては珍しく祖先崇拜の念が厚く、父祖代々の業績を顕彰する。

曾祖父の母方のおじ セルジュク朝サンジャルの書記官

曾祖父 ホラズム朝テキシュに会う

祖父 同朝ムハンマドの財務長官

父 モンゴル、オゴタイ治世、アム川等

旭総督府の財務長官

この父と並んで総督府で宰相を勤めたのが、シャラフ・ウッデイン、その名のおりイスラム教徒である。ジュヴァイニーはこの男を記すのに「殆ど筆誅を加えていると考えられるほど、辛辣である。」すなわち「荷担ぎ人夫の子」と出身の卑しさを述べ、「トルコ語を習ってこれに精通し、最も堪能な通訳となった」とある〔107〕。トルコ語とはモンゴル語・ウイグル語であろう。とくにモンゴル語をウイグル文字で書く才能は、モンゴル占領軍に仕えるために有利であった。これに対して、ジュヴァイニーやその父はアラビア語・ペルシア語による伝統文化に誇りを抱いている。もうひとつ指摘したいのは、西アジア史におけるアム川の意味である。「マーワラーアンナフル」というアラビア語がある。「アム川の彼方にあるところのもの」のことで、イスラム・ペルシア文化圏の立場から、未開の地と見なされていた。未開と文明(もちろん主観的ではあるが)の境をなすものとして、東アジアに「万里の長城」がある。この統治機関の領域は、ホラサン、マザンデラン等である。後者はカスピ海南岸、前者はその東方である。

モンケ時代、西アジアのモンゴル領域を表現するのに、この川をもつてした。

「ビシユバリク等処」の管轄地は、マーワラーアンナフル、トルキスタン等である。このふたつの区別がわかりにくいのが、前者はアム川とシル川の間、後者はそれより東の地域であろう。ビシユバリクは西ウイグル王国——チンギス・ハンに降った——の主要都市、中国・西域間の人や物の交流における要衝であった。「燕京等処」の燕京は金の中都、のちの元の大都、今の北京である。この三つの地域と中心によって、モンゴル国家の版図を具体的に頭に描くことができる。

第八論文「ヘラートのクルト政権」

この論文の主な史料はサイフィー『ヘラート史記』である。著者は地元ヘラートの人、モンゴル軍によるヘラート攻略から百年後、一三一八—二二年に書いた。「ヘラートに君臨したのは、土着のグルル人(イラン系)貴族マリク・シャムス・クルトであった。彼を初代とするクルト家は、イルハン朝の支配下にあったが、主家より長い命脈を保ち、一三八九年まで土着政権の代表選手であった。クルト家滅亡後もヘラートは繁栄を続け、一五世紀にはティムール朝の首都として、イスラム文物の淵藪となり、チャガタイ文学興隆の地となった。」〔127〕

このヘラートと、その東方のバルフ、西方、ジュヴァイニーの出身地に近いニシャプール、北方のマルヴが、ホラサン地方の四大都市であった。これらの地域が戦乱による被害を受けながら、イスラム的・ペルシア的文化を護持したことは、高く評価されてよい。本書に利用された文献二点『世界征服者の歴史』『ヘラ

ト史記』は、ホラサン地方の知的生産物である。

第九論文「フラグの暗殺教団討滅」

第一〇論文「マルコ・ポーロの『山の老人』」

これらはイスラム教の中の少数派シーア派の中の少数派たるイスマイル派についてである。彼らは一一世紀末から暗殺という手段によって西アジア一帯に恐怖をまき散らしていたが、フラグによって一二五六年に討滅された。

暗殺を任務とする者は猷身者と呼ばれ、肉体の練磨、武技の訓練のほかに、高度の教養を授けられ、とくに自己犠牲を尊ぶ精神が求められた。

「暗殺の目標は、スンナ派法官、市長、將軍、宰相、さらにはカリフであった。手段として毒薬や飛道具は一切使用せず、すべて七首で刺殺した。つまり闇討ちではなかった。むしろ大モスクの金曜日礼拝など、公衆の面前で実行するのを建前とした。そのため猷身者はたいていその場で殺害され、生還の望みは初めからなかった。」〔195〕

この教団の思想と行動はこの説明によく表されており、イスラムの反体制過激派の一例を示すものといえる。

なお著者は、一九七〇―七四年の間に三回、イラン中世史跡学術調査隊を組織し、イラン国内のイスマイル派山城群の実態調査をされた。同氏著『イスラム世界の発展』ビジュアル版世界の歴史六に、その際の多くの写真が載せられている。

第一三論文「ガザン・ハンの税制改革」

本論文の主な文献はラシードである。多数の引用箇所からいくつかを紹介する。

1 現在の読者は、知事たちの暴虐がこで言われることの何倍かであることを知っている。しかし今後イスラムの帝王——ガザン・ハン——の公明正大によって人々は安寧となり、この苦惱を忘却し、子供や今後出生する者は暴政を見ないのであるから、この事が非常に誇張して書かれていると、必ずや想像するであろう〔318〕。

2 一七人の集税人が支払命令書を所持して来て、村の中央に坐っていた。彼らは一人の見張り人と二人の住民を野原から捕えて来て、村に連行し、縄で吊るして打ち、他の住民たちを呼び戻して自分たちに食料を出させようとした。しかし彼らの要求する糧秣・酒・美女は得られなかった〔281〕。

3 久しい間に悪習がついて、それが天性のようになって人々には、そのような習慣を天性から除き去ることは至難である。庄政者や知事には、この年頃、民に苛税を課し反復して税を取り立て、まったく財務省に納めない習慣ができてしまった。これらのうち何人かを処罰しても、戒めとはならず、他の者が悪習から手を引く可能性はない〔302〕。

4 ガザン・ハン（在位一二九五―一三〇四年）は税制の整頓にはもともと力を注ぎ、毎日朝から晩まで親しく政庁に坐して、書くべきものがあれば、その草稿に宸筆をもって訂正をなし、国事を決し、租税台帳を作成させた〔316〕。

5 以前に存していた様々の压制・暴虐・額外課税・非法国税は除去された。たとえ公正さにおいて従来の如く多少の齟齬・誤謬が起こったとしても、これがかつての压制・横暴に比較すれば、重荷を課するものでもなく、耐え難いものでもない。かくて

民はすべて感謝し、満足し、称賛し、安堵した。收穫高査定制・額外課税・非合法国税などの多種多様な税課から解放された〔316〕。

なお5の文は勅令であり、それにふさわしく、ベルシア語散文の修辭——二語・四語の並列を用いていることは、訳文からもわかる。ただ最後の文に税目三語が並ぶのが気になるが、ベルシア語原文では「收穫高査定制」に同じ意味の二語を充てている。もしこのとおり二語に訳すると別種の税と取られる恐れがあるから、このままでよい。

これでめでたく税制改革は成功したと、史料からはいえるが、はたしてどうか。

ラシードによれば、ガゼン・ハン即位の時、國庫はからっぽであった。曾祖父フラグ以来、戦争で掠奪した財宝は、うちつづく内戦や無秩序な恩賞で失われてしまった。一方、國庫への経常的収入は確保されていない。それは州知事の不正に原因があると、ラシードはいう。知事の専横について彼ははなはだ雄弁で、その記事を紹介するのに本書は一二頁をそれに充てる。すなわち中央の財務省が代金を支払うべき人に対して、支払命令書を書いて与える。それは所定の州の政庁へ行けば、現金化できるはずである。この支払方法は国税をすべて中央まで運ぶ手間を省くためで、イسلام史上に前例がある。さて支払命令書を持参して州政庁へ行っても、知事は国税を自分の懐に入れてしまっているから、支払いに応じない。持参者はやむなく、住民から直接に取り立てようとする。そのほか、中央から派遣される使者が、行く先々で住民に過度の奉仕を要求して負担をかける。これらに対して地元民はお上の人間が来ると知るや、姿をくります。要領の悪い者だけが

つかまつっていじめられる。しかし、貧民を搾って出るのは血と涙、酒も女も出はしない。

ガゼン・ハンの税制改革としては、まず土地台帳を作る、つぎに税目と税率を決める。それで税額が決まるとそれを公示する、というのである。ただこの改革の勅令を發布してまもなくハンはこの世を去る。フラグの征服から半世紀を経てやっと、モンゴルの支配は掠奪から統治へ向かう。それにしても改革以前のやりかたはひどすぎる。農は國の本、農民を過度に搾取することが國家を崩壊に導くことぐらい、いくらモンゴル遊牧民でもわかるはずではないか。ラシードは压制の実態を具体的に記録する。それは告発である。ガゼンへのお世辞も、モンゴルのハンでなく「イスラムの帝王」という肩書きをつけてである。また、君主に向かつてお世辞を呈しつつ、その手先である役人を叩きのめすのは、体制批判の安全な方法である。中国では王安石『万言書』がこの手を使っている。ガゼンとオルジェイト二代のイルハンに宰相として仕え、いわば権力の中枢にあったラシードの、モンゴル支配に對する激しい批判精神を、著者の丹念な史料調査にもとづいて、窺うことができる。

目を転じて東アジアの情勢を見よう。一二一〇年代にチンギス・ハンはモンゴル軍を率いて金朝の領土に進攻した。この作戦における彼の態度は冷静そのものであった。その頭の中には、金朝は遠からず自滅する、金朝治下の漢人・契丹人、さらには女真人までも味方につけることによって、能率よい支配を達成できるという計算があった。

戦乱によって荒廃した黄河以北の住民は自衛団を組織した。か

れらは「見込みのない金朝を捨てて、モンゴル軍に投降した。モンゴル軍はかれらを歓迎し、一定の貢納と軍事的な協力をすれば、集団の首領に旧の官位を保証し、かれらが支配する領土を安堵した。こうして封建領主的な地方勢力、いわゆる漢人世侯が出現した。かれらは流民を招いて荒地を耕作させ、各種の産業を奨励して、復旧に貢献した。また学校をおこし、知識人を優遇するなど、中国伝統文化を保護し復興しようとした。」(竺沙雅章「征服王朝の時代」——新書東洋史三、一九八頁)

中国の漢人世侯に相当するのが、西アジアではタジク人土着諸侯 *malik* である。それはモンゴル支配下でどうであったか。ラシードによれば「元来、州の土着諸侯や徴税官は榮譽ある名門出の人であるが、最近、州の税務に精励することができなくなり、その任務から遠ざかった。それに代わって腹黒い乞食どもが一〇年間の貧乏生活を一〇日間の王侯の享楽に転ずることが可能となった。」〔269〕

土着諸侯がなぜ徴税業務から離れたか、戦乱に巻き込まれて没落したからか。没落を免れたわずかな例が、ジュヴァイニー家か、評者にもわからない。

同じモンゴル支配下であって、中国北部ではチンギス・ハンの時期にすでに征服よりも政治に重きをおいていた。他方、西アジアではガザン・ハンになってようやくその段階に達した。一〇〇年近い差がある。これをどう説明するか。評者は試みにイブン・ハルドゥーンの理論を用いる。「文明の進歩は、共通の目的に向かって努力する人の数に比例する。」

最後に余談として、著者とやや違った観点から本書を考える。

それはアフガニスタンの観点とでも言えようか。「アフガニスタン」はサイフィー『ヘラート史記』では「カンダハールの南方一帯、とくにマストゥングを中心とする地域」〔138〕を指したけれども、ここにいう「アフガニスタンの」とは現在のアフガニスタン共和国の領域とする。

七二、七五、七六、二一七、二五六、二九三頁に「タジク人」が「トルコ人」と対照されて出ている。両者の相違は言語によるのであろう。タジク人とはペルシア語を母語とする人のことである。そしてその民族名は、現在もアフガニスタン、ソ連領中央アジア、中国新疆ウイグル自治区に残っている。彼らは一三—四世紀のそれに近いのではないか。

第二論文「チンギス・ハンの千戸制」に「千戸」*hasaka* の語がラシードにあるという。この「ハザール」がまたアフガニスタンに住む民族の名である。彼らは著しいモンゴロイドの容貌をもち、チンギス・ハンのモンゴル族の子孫と自称する。ただ言語はペルシア語だけである。「ハザール」のアラビア語複数形「ハザールジャート」は彼らの住地、同国中央部山地の名である。ただし彼らと一三世紀のモンゴル人と結ぶ決定的な証拠は、文献でも実態調査でも見つからない。

二二〇、三〇六頁に、納税期として、ジャラーリー暦の元旦と「ミーザーン」月一日とある。この暦は春分を元日とする太陽暦で、月の名は黄道十二宮のアラビア語であり、アフガニスタンでも使われている。ミーザーンは天秤座(第七月)、その第一日はすなわち秋分である。

第二論文「回回館訳語」にもアフガニスタンのペルシア語で

